

1 目的

さぬき市では、老人福祉法、介護保険法及び共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づき、令和9年度から令和11年度までの「さぬき市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画・認知症施策推進計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

本業務では、介護給付の実績及び分析等を基に今後の給付予測を行い、当市の特性に応じた本計画を策定するに当たり、民間事業者の豊富な知識を活用するため、委託事業者をプロポーザル方式により募集します。

2 業務の概要

（1）業務名

さぬき市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定業務

（2）業務内容

別紙「さぬき市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定業務委託仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり

（3）委託期間

契約締結日から令和9年3月26日まで

（4）提案上限額

4,070,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

本プロポーザルは、別紙仕様書に従い誠実に本業務を履行できる者かつ次の（1）から（10）に掲げる全ての要件を満たしている者のみ参加できることとする。ただし、要件を満たした提案者が、契約締結日までに要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- （2）会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続を開始する申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225条）の規定に基づく再生手続を開始する申立てをしていない者または申立てがなされていない者であること。
- （3）国税及び地方税を滞納していない者であること。
- （4）令和8年度さぬき市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- （5）さぬき市建設工事指名停止等措置要領（平成14年さぬき市告示第36号）に基づく指名停止の措置の基準対象となっていないこと。
- （6）さぬき市が行う指定管理者の指定からの暴力団等の排除に関する要綱（平成23年2月22日告示第18号）第3条に該当しない者であること。
- （7）令和8年4月1日時点で四国内に本社、支社のいずれかを有していること。
- （8）香川県内における高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画策定の実績を有していること。
- （9）本業務を担当する研究員として、社会福祉士の資格を有する者及び主任介護支援専門員の資格を有する者をそれぞれ1名以上配置すること。（いずれも、提案者に常勤する正社員に限

る。)

- (10) 本件については、個人情報を取り扱うため、本契約業務を受託、または本契約業務に係る事業者は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が定めるプライバシーマークの認定、もしくは同等の第三者評価を5回以上更新した法人であることを必須とし、法人認定を証する書類の写しを「参加申込書」と一緒に提出すること。(申請中や、法人認定ではない資格(担当者個人が有する個人情報保護士等)は対象外とします。)

4 応募提案方法

(1) 応募方法

下記の提出書類を、持参または郵送により提出してください。

(郵送の場合は、配達証明等の記録が残るものに限る。当日消印有効とする。)

(2) 提出場所

さぬき市健康福祉部長寿介護課

(3) 応募期間

令和8年4月13日(月)から 4月24日(金)まで

※土曜日、日曜日及び休日を除く9:00から17:00まで

5 提出書類

(1) 参加申込書(様式1) 1部

(2) 誓約書(様式2) 1部

(3) 技術提案書 正本1部、副本6部

技術提案書の体裁は、A4判(A3判による折込頁の挿入は可)16頁程度とし、本業務の基本的な考え方、業務スケジュール、本計画を策定する上で特に重視すべきと考える視点及び策定における支援体制を必ず記載すること。

ア 企業の基本情報

イ 担当者経歴書

※担当部署、担当員の職種経歴及び員数、担当者連絡先メールアドレス

ウ 業務経歴

※香川県内での実績(高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画)

エ 業務体制

※本業務を受託した場合の作業体制

(4) 見積書及び見積内訳書 正本1部、副本6部

本業務の見積書及び、項目ごとに数量等を記した見積内訳書をそれぞれ作成すること。

※見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含む。

6 質問受付及び回答

(1) 提出方法

質問書（様式3）を使用し、メールで提出してください。

長寿介護課メールアドレス kaigo@city.sanuki.lg.jp

(2) 提出期限

令和8年4月24日（金） 17:00

(3) 回答方法

全ての提案者にメールで回答します。

7 契約方法

公募型プロポーザル方式（書類審査）による随意契約とします。

8 審査方法及び評価基準

(1) 審査方法

さぬき市職員で構成する評価委員が、「評価基準」に基づき提案書等を採点します。

(2) 評価基準

①本業務に対する基本的な考え方

②主任担当者の業務実績及びさぬき市での業務実績、業務体制

③本計画を策定する上で特に重視すべきと考える視点

④価格

⑤アピールポイント

(3) 審査結果の通知

審査の結果は、令和8年5月上旬に書面で通知します。

審査内容及び選考結果に関する問合せには、応じないものとします。

9 その他

(1) 応募提案等に係る費用は、提案者の負担とします。

(2) 提出物は、審査結果にかかわらず提案者に返却しません。

(3) 提出物に虚偽の記載又は重要な事項について記載をしなかった場合は、失格とみなします。

10 お問い合わせ先

〒769-2395

香川県さぬき市寒川町石田東甲935番地1

さぬき市健康福祉部長寿介護課

TEL：0879-26-9904

FAX：0879-26-9948

メールアドレス：kaigo@city.sanuki.lg.jp